

「高校生のための学びの基礎診断」の認定要件と申請書類（たたき台）

	認定要件	申請の際に求める記載内容・書類
出題に関すること	学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。	<p>(1) 出題の基本方針</p> <p>※主な対象者、対象教科、測定しようとする資質・能力、出題範囲、主として知識・技能を問う問題と主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題方針、学習指導要領との対応、出題形式、難易度その他出題に関する事項の概略を記載。</p> <p>(2) 構成</p> <p>①出題形式（選択式・短答式・記述式のバランス）</p> <p>②出題範囲（高等学校段階の学習内容と義務教育段階の学習内容とのバランス、各領域のバランス）</p> <p>(3) 難易度設定の考え方・方法</p> <p>(4) 基礎学力の定着や学習意欲の喚起を図るための工夫</p> <p>(5) その他特長</p> <p>○ 測定しようとする資質・能力の具体的内容 (測定しようとする資質・能力について領域等ごとに学習指導要領に示す目標に照らして定着度を測定するための規準の一覧表)</p> <p>○ サンプル問題（各教科につき大問2題）</p>
	対象教科は国語、数学又は英語とし、共通必修科目を中心に 出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定したり、義務教育段階の内容を含まなくても差し支えない。	
	主として知識・技能を問う問題に加え、主としてこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を問う問題（以下単に「思考力・判断力・表現力等を問う問題」という。）を出題することを明らかにしていること。	
	主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。	
	英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。	
関結果提供する供とに	学習指導要領に示す目標に照らした定着度の測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。	<p>(1) 受検者個人への結果提供内容</p> <p>(2) 学校への結果提供内容</p> <p>(3) 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する評価の考え方と分析の手法</p>
	試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する評価の考え方と分析の手法を明らかにしていること。	

	認定要件	申請の際に求める記載内容・書類
運営に関する事	学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること。	(1) 問題の質を確保するための方法 (2) 学校における実施方法 (3) 採点の方法と体制 (信頼性向上に資する方策など) (4) 情報管理体制 ○ 実施要項 ○ 学校実施マニュアル
関係情報開示	学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報が開示されていること。	(1) 名称、対象教科、主な対象者、試験時間、実施方式、実施期間、受験料、標準返却期間等の基本情報 (2) 障害のある受検者等への配慮 (3) 事前／事後学習教材の有無、内容 (4) 学習状況等のアンケートの有無、内容 (5) 個人受検の可否 (6) 問題の公表に対する考え方 ※ 申請の際に記載を求める内容・書類は原則開示
報告その他に関する事	毎年度の事業概要を文部科学省に報告すること。	(報告を求める事項) ・ 実施校数 ・ 受検者数 ・ 受検者全体の傾向 ・ 試験等実施後の検証内容 ・ 今後の改良の方向性
	受検した学校等の同意なく、学校・都道府県の順位を示すなど学校・都道府県間の比較ができるような情報を公表又は第三者に提供しないこと。	—
	実施内容に変更が生じる場合又は試験等を廃止しようとする場合に必要な届出を文部科学省に提出すること。	—
	その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと。	—